事務所コラム

2025年7月22日(火)

〒133-0052 東京都江戸川区東小岩 6-21-3

東京RS税理士法人

TEL 03-5612-1821 FAX 03-5612-1822

Email reiko@ebihara-tax.jp

海外留学と年金

会社命令か自主留学か

社会人になってからの海外留学は企業に 所属したまま会社の命令で海外留学するか、 企業には所属せず休職等をして自主的に留 学するかということになりますが、日本国 内の厚生年金保険適用事業所では雇用関係 が継続したまま海外で勤務する場合、会社 からの給与の一部又は全部が支払われてい れば原則厚生年金保険は継続します。

一方自己都合で休職を申し出、海外留学する場合、会社への労務提供もなく、給与の支払いもないので使用関係から離れ海外に移住していることになります。その場合、日本の厚生年金保険の資格は喪失します。

社会保障協定で加入期間の調整

国籍に関係なく、日本に住所がある方は、 日本の国民年金に加入します。日本以外で もその国に住所を持つ人はその国の社会保 険に加入義務がある国が多いのです。しか し日本の会社に在籍しながら海外赴任した 人は、日本と海外の年金制度に二重に加入 し保険料も二重に負担することになります。

これを避けるため多くの国は社会保障協 定を締結しています。

これはいずれか一方の国の年金制度に加

入していればもう一方の年金制度には加入 しなくともよいとする制度です。

また、日本や海外の年金を受け取るには 一定期間の加入要件があるためその国で負担した年金保険料が受給につながらないこともあります。このような事態を避けるために、両国の年金制度の加入期間の通算で加入期間要件を満たしやすくするということも協定に含まれていることが多いのです。

自主休職の留学は国保任意加入をしておく

自己都合による休職であれば普通、厚生 年金保険は資格喪失しますので国民年金の 任意加入が可能です。海外在住期間に任意 加入して保険料を納めておけば、死亡時や 病気やけがで障害の残った時などは給付が あります。任意加入しないとその期間は未 納期間として加入期間には算入できません。

留学に限らず海外移住の際は将来の年金 がどうなるのかを調べて制度に加入してお きましょう。



海外留学する際は、公的、民間両方の保険を調べておきましょう